

地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令の概要

平成 23 年 8 月
総務省自治税務局・自治財政局

1 改正の趣旨

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）の施行に伴い、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に係る不動産取得税、自動車取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目並びに普通交付税算定の特例措置を定める必要がある。

2 主な改正の内容

（1）地方税法施行規則の一部改正

不動産取得税、自動車取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税に係る特例措置の適用を受けるための手続の細目として、提出すべき書類等について定める。

（2）普通交付税に関する省令の一部改正

上記を踏まえた普通交付税算定の特例措置を講じるため、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。